

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第七號

鳥取縣立戰時生産技術者養成所規程左ノ通定ム

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣立戰時生産技術者養成所規程

第一章 總則

第一條 鳥取縣立戰時生産技術者養成所（以下單ニ養成所ト稱ス）ハ生産技術者タルニ必要ナル智識技能ヲ授ケ併セテ心身ノ鍛鍊ニ力ムルヲ以テ目的トス

第二條 本養成所ハ鳥取縣鳥取市ニ之ヲ設置ス

第三條 本養成所ニ於テ養成スベキ學科及定員左ノ如シ

機械科 六十名以内

第四條 本養成所ニ入所シ得ル者ハ年齢十六年以上ニシテ

昭和二十年三月六日
第一千六百六號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

法文科系中等學校以上ノ學校卒業者又ハ工場、事業場ニ現ニ在職シ右ト同等以上ノ實力アリト認メラレ且シ當該工場、事業場ノ長ノ推薦アリタル者トス

第二章 修業期間、授業課程、授業時數

及休業日

第五條 修業期間ハ六月トス

第六條 機械科ノ特技ヲ分チテ製圖、旋盤及仕上トス

第七條 授業課程及授業時數ハ別表ニ依ル 但シ所長必要アリト認ムル場合ニハ科目ヲ増減シ又ハ授業時數ヲ伸縮スルコトヲ得

第八條 授業休日左ノ如シ 但シ所長必要アリト認ムルト

キハ授業ヲ課スルコトアルベシ

一 祝祭日

二 第一、第三以外ノ日曜日

第三章 入所、休所、退所及修了

第九條 入所志願者ハ左ノ書類ヲ別ニ告示スル締切期日迄ニ之ヲ所長ニ提出スベシ

- 一 入所願書(第一號書式)
- 二 出身學校長ノ調査書

三 工場、事業場ニ現ニ在職スル者ニ在リテハ其ノ長ノ推薦書

第十條 入所志願書ノ數募集人員ヲ超過シタルトキハ選抜ヲ行フ

前項選抜ノ方法ハ所長之ヲ定ム

第十一條 入所ヲ許可セラレタル者ハ一週間以内ニ保證人連署ヲ以テ誓約書(第二號書式)及戶籍證明書ヲ所長ニ提出スベシ

第十二條 在所中病氣其他ノ事由ニ依リ長期缺席セル者ハ休所セシムルコトアルベシ

第十三條 在所中疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ退所セントスル者ハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ具シ所長ノ許可ヲ得クベシ

第十四條 入所生左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ退所セシムルコトアルベシ

- 一 操行不良ニシテ改悛ノ見込ナキモノ
- 二 身体虛弱ニシテ成業ノ見込ナキモノ
- 三 成績不良又ハ傷病等ニ罹リ成業ノ見込ナキモノ

四 正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シタルモノ

第十五條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ修了證書(第三號書式)ヲ授與ス

第四章 授業料其ノ他

第十六條 授業料ハ之ヲ徴收セズ

第十七條 生徒ノ修業ニ要スル費用ハ自辨トス

第十八條 成績優秀、操行善良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ハ所長之ヲ褒賞ス

第十九條 不都合ノ行爲ヲナシタル者ハ其ノ情狀ニ依リ懲戒ス

懲戒ノ種類左ノ如シ

謹慎、停所、除籍

第二十條 本所々屬ノ物品ヲ毀損又ハ亡失シタル者ニ對シ

テハ其ノ情狀ニ依リ相當ノ辨償ヲ爲サシムルコトアルベシ

第五章 寄宿舎

第二十一條 入所生ハ原則トシテ寄宿舎ニ入所セシム

前項寄宿舎ニ關スル規程ハ所長別ニ之ヲ定ム

附 則

第二十二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十三條 本令施行ニ必要ナル細則ハ所長別ニ之ヲ定ム

(別表)

授業課程及授業時數

課 程	時 數	數
精神訓練	二五	
軍事訓練	五〇	
計		一三三
製 學		五二
工業材料		八〇
機械工作法		八〇
機械ノ要素		二〇
工業力學		六〇
電氣工學		二〇
工場管理		五六
專門工學		一一〇
特別講義		三六
生産實習		六〇六
計		一一二五

(第一號書式)

入 所 願 書

私儀御所ニ入所志願ニ付御許可相成度此段御願候也

昭和 年 月 日

受付番號第

番 受付月日

月 日

志望 第一志望

特 技 第二志望

00812

今般御所へ入所許可相成候ニ就テハ御規則堅ク遵守ノ上修業ニ勵ムベキハ勿論修業中本人身上ニ關スル一切ノ事件ハ保證人ニ於テ引受ケ毫モ御迷惑相懸ケ間敷萬一御所有物件ヲ毀損又ハ紛失候際ハ保證人其ノ責ヲ負ヒ御指圖ニ隨ヒ滯リナク辨償可仕候尙修業中原因ノ何タルヲ問ハズ不慮ノ傷害ヲ蒙ルコト有之候共本人以外ノ他人ヲシテ異議申ザセ間敷候右保證人連署ヲ以テ誓約候也

昭和 年 月 日

本籍 縣 郡市 町大字 番地
 現住所 縣 郡市 町大字 番地
 正保證人 氏 年 月 日生 名 ④

本籍 縣 郡市 町大字 番地
 現住所 縣 郡市 町大字 番地
 副保證人 氏 年 月 日生 名 ④

鳥取縣立戰時生産技術者養成所長

(副保證人ハ鳥取市内在住者ニ限ル)

00813

(第 號書式)

第 號

修了證書

第 回生 科

氏 名

年 月 日生

右者本所規定ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ了ヘタリ仍テ之ヲ證ス
 昭和 年 月 日

鳥取縣立戰時生産技術者養成所長 位勳爵氏 名 國

◇鳥取縣令第八號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中左ノ通改正シ昭和二十年二月一日ヨリ之ヲ適用ス
 昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

附則第二項中「生活扶助」ヲ「生活、生業扶助」ニ「第四條及第六條」ヲ「第四條、第六條及第七條」ニ改ム

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第五號

第一號「六十錢」ヲ「九十五錢」ニ「五十錢」ヲ「八十錢」ニ改ム
 「第二號」ヲ「第三號」ニ「第三號」ヲ「第四號」ニ繰下
 グ第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
 二 生業扶助
 資金、器具、資料ノ給與若ハ貸與ノ場合 一世帯ニ付 三百圓
 生業ニ必要ナル技能ヲ授クル場合 一圓
 居宅扶助ノ場合 一人一日 一圓
 收容扶助ノ場合 一人一日 一圓五十錢

市町村長

學校組合管理者

國民學校長

青年學校長

昭和十七年四月鳥取縣訓令甲第十號鳥取縣學事年報報告規

00814

諸表様式中左ノ通改正シ昭和二十年度分ノ事實報告ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第一 幼稚園保育滿期者調表ヲ左ノ如ク改ム

第一 幼稚園保育滿期者調表(何年度)

種別	別		計	私立	合計
	市立	町村立			
保育滿期者	男				
	女				

備考

様式説明

- 一 本表ハ前年度幼稚園ニ於テ保育滿期トナリタル者ノ數ヲ掲グベシ
- 二 外國人ニ係ル者ハ「外」ノ符號ヲ附シ區別シテ掲グベシ
- 三 尚備考欄ニ於テ各其ノ國名別人員ヲ掲グベシ
- 三 備考欄ニハ表中記入ノ事實ニ就キ説明ヲ要スル事項及特ニ必要ト認メタル事項ヲ記載スベシ
- 第四 幼稚園表様式説明中二、三及四ヲ左ノ如ク改ム

二 保母ハ年度内四月三十日ノ現員ヲ掲グベキモ公立幼稚園ニ在リテハ休職者ハ之ヲ計入スベカラズ

保母中幼稚園令ニ依リ保母免許狀ヲ有スル者ハ有資格ノ欄ニ、其ノ他ノ保母ハ無資格ノ欄ニ掲グベシ

保母中他ノ職ヲ兼ネズ又ハ他ノ職ヨリ兼ネザル者ハ「其ノ一」ノ欄ニ他ノ職ヲ兼ヌル者ハ「其ノ二」ノ欄ニ各墨書シ其ノ幼稚園ノ職員若クハ他ノ職ヨリ兼ヌル者ハ「其ノ二」ノ欄ニ朱書スベシ

三 入園者ハ年度内四月三十日迄ニ入園シタル者ノ數ヲ掲グベシ

四 幼兒及入園者ハ何レモ備考欄ニ國民學校就學前一年迄ニ、同二年迄ニ、同一年一日以上ノ三種ニ區別シタル數ヲ再掲スベシ

第十二 學校幼稚園衛生職員表中「看護婦」ヲ「養護婦」ニ、同様式説明中「學校看護婦」ヲ「養護婦」ニ改ム

第十八 附表國民學校修了及卒業者狀況調表(其ノ一)中「上級學校ニ入學シタル者」ノ項中「師範學校豫科」ノ次ニ「青年師範學校豫科」ノ一欄ヲ加フ

00815

鳥取縣訓令甲第六號

鳥取縣立戰時生産技術者養成所長

鳥取縣立戰時生産技術者養成所處務規程左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣立戰時生産技術者養成所處務規程ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外昭和十五年一月鳥取縣訓令甲第一號鳥取縣立機械工養成所處務規程ヲ準用ス

告示

鳥取縣告示第六十九號

無試験檢定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和二十年一月十五日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

資格

國民學校訓導

氏名

資格	氏名
國民學校初等科訓導	垣内 寬
同	鱸 正 枝
同	豐岡 明 仁
同	松田 甚 藏
同	松田 好 子
同	高田 三 郎
同	福田 千 代
同	田中 鈞
同	二宮 た つ
同	鈴木 文 惠
同	齊木 恒 子
同	田中 貞 雄
同	武信 節 子
同	吉川 貞 子
同	里田 笑 子
同	川上 瑞 榮
同	神田 增 枝

同 同

中村利義 前田由喜 稻田幸子 杉本節子 高梨シヅ子 谷口武延 中林光枝 森田喜代子 田原夏江 鈴木信子 二岡玲子 澤田博 竹歳關造 土井庄兵衛 井戸垣四郎 山口徹心 黒坂智恵子 佐木早苗

同 同 國民學校初等科准訓導 同 同

水谷百合子 山川寛子 坂本博美 横山五郎 重道昇 安本三智榮 朝井登美子 坂本順子 三谷喜久恵 田口玉代 石田愛子 大西幸枝 八橋盛男 西村幸恵 岩本貴美恵 前田敦子 内藤幸子 末次金目 田中文枝 前田美代子

同 同

岡田睦子 宇崎穂 川上茂穂 細田郁夫 米田一女 宮井安雄 竹田ヨシ子 山根美代子 大澤雅子 福井君代 佐々木肇 谷詰絹江 徳山政子 影井勝子 横山智代子 北村操子 楠田恵子 里見經子 足立美代子

同 同

田中一子 進木一枝 細谷鈴子 柏木和雄 藤井幸子 竹本悦子 清水政恵 谷口千代子 角田智恵子 梅津五百枝 萬井千恵子 野口明子 松本節子 森下由子 小林美佐子 石井清津子 中原潤子 河田満代

岡本成代	岡本江	瀧山富子	大谷滋子	山崎喜代子	田淵千鶴子	前田八重子	佐々木壽子	谷詰文彦	石井初子	小椋幸枝	下田壽美子	前田節子	武井政夫	田淵逸夫	濱田京子	村上悦子	原田年子
------	-----	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------

國民學校專科訓導 農業

田中金藏	伊藤善男	野嶋壽夫	吉持典明	田淵逸夫	松本百合子	松井美佐子	松田進子	岩本欣子	山本智子	山根八重子	中村靜子	梶川まさゑ
------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	------	-------	------	-------

國民學校專科訓導 裁縫科

幼稚園保姆

◇鳥取縣告示第七十號

無試験檢定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和十九年八月三十一日頭書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校初等科訓導

格

漆原勝時

書ノ免許狀ヲ授與セリ

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

國民學校初等科訓導

格

氏 名

漆原勝時	根本良三	神庭靜人	德岡泰雄	足立史郎	松田淳藏	山下忠勝	金平武治	谷村傳吉	衣笠基教	今瀧攝夫	柳原憲光	奥谷欣一	山本永保	公納久光
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

德田しづ子	坂本順子	三谷喜久恵	石田愛子	岩本貴美恵	前場美代子	岡田睦子	竹田ヨシ子	山根美代子	足立美代子	野口明子	朝井登美子	森下由子	佐々木壽子	安本三智榮
-------	------	-------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	-------	-------

◇鳥取縣告示第七十一號

無試験檢定ニ依リ左記ノ者ニ對シ昭和二十年二月二十日頭

00820

◇鳥取縣告示第七十二號

昭和十八年十一月鳥取縣告示第五百四十八號(纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◇鳥取縣告示第七十三號

昭和十九年六月鳥取縣告示第三百二十九號(纖維製品配給消費統制規則第七條ノ規定ニ依リ指定纖維製品ヲ取扱フ團體指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

「鳥取運動用品商組合」、「倉吉運動用品商組合」、「米子運動用品商組合」、「保證責任久津賀漁業協同組合」、「有限責任泊村同」、「保證責任三橋同」、「保證責任大良同」、「保證責任下中山村漁業協同組合」及「保證責任弓濱漁業協同組合」ヲ削リ、「鳥取縣印裱纏施設組合」ノ次ニ「鳥取縣練用品製造販賣施設組合」及

「鳥取縣寢具加工施設組合」ヲ、「青谷町同」ノ次ニ「泊村同」及「大良同」ヲ、「赤碕町同」ノ次ニ「下中山村同」ヲ、「淀江町同」ノ次ニ「弓濱同」ヲ加フ

◇鳥取縣告示第七十四號

昭和二十年三月鳥取縣立戰時生産技術者養成所ニ入所セシムベキ生徒左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣立戰時生産技術者養成所生徒募集要項

一 募集人員 六十名

二 入所資格 年齡十六年以上ニシテ法文科系中等學校

以上ノ學校卒業者又ハ工場、事業場ニ現

ニ在職シ右ト同等以上ノ實力アリト認め

ラレ且ツ當該工場、事業場ノ長ノ推薦ヲ

リタル者

三 願書受付期間

昭和二十年三月六日ヨリ三月十五日迄

四 検査期日 昭和二十年三月十八日

00821

五 検査場所 鳥取市吉方二六五ノ一

鳥取縣立戰時生産技術者養成所

備考

入所案内希望者ハ鳥取縣立戰時生産技術者養成所(

電話鳥取局四〇七番)宛直接又ハ返信料六錢切手添

付申出ノコト

◇鳥取縣告示第七十五號

産婆名簿登録者左ノ如シ

昭和二十年三月六日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本 籍 鳥取縣八頭郡大御門村大字殿二八番次一番屋敷

住所及 開業地 本籍ニ同シ

昭和二十年二月二十八日
第九二九號 登錄

有 田 愛 子

明治四拾四年九月貳拾貳日生

本 籍 鳥取縣八頭郡佐治村大字高山一三八番地

住所及 開業地 八頭郡用瀬町大字用瀬三五一番地

昭和二十年二月二十八日
第九三〇號 登錄

竹 内 久 子

大正拾貳年七月拾壹日生